

私たちはお客様の成長を支援し、“力チあるもの”を創ります

# the Heartful OAG

Vol. **216**  
2023年4月



**03** 太田孝昭が語る元気になる言葉・春夏秋冬  
春が来た

**04** 月60時間を超える時間外労働の  
割増賃金率が引き上げられます

**08** グループ会社紹介  
～気軽に聞いていただける存在へ～  
OAG司法書士法人

**09** 相続税申告はOAGの「チーム相続®」にお任せ！  
教育資金の一括贈与に係る贈与税  
の非課税措置の見直し／配当金に  
対する相続税・所得税の課税

**10** 安のカメラ紀行  
「下町歴史探訪 第4弾 柴又旅情②」

**11** 創業35周年特別企画  
OB・OGの皆さまからのメッセージ

**12** トピックス／雑誌記事情報／  
税金コラム





OAGグループは1988年5月創業。  
2023年5月で35周年を迎えます。

大田・細川会計事務所の初期メンバー

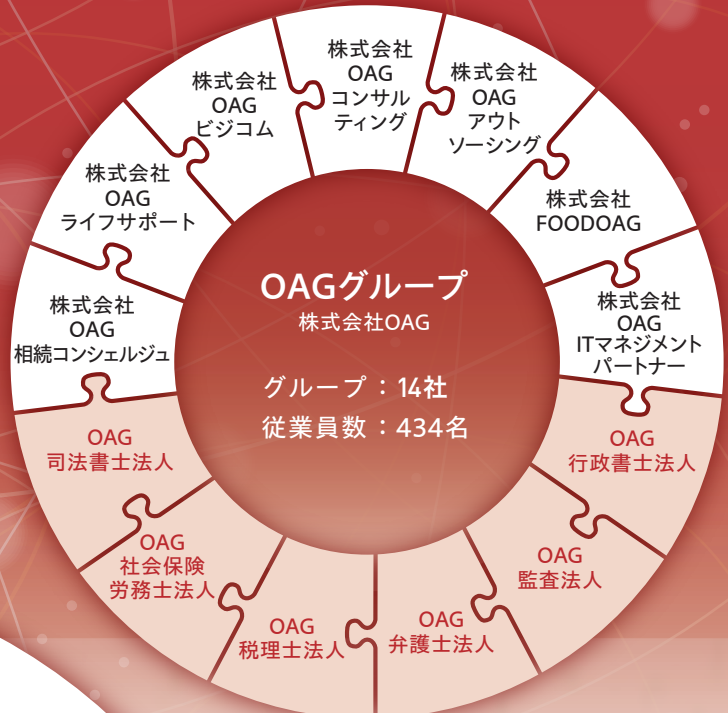
## OAGグループのご紹介

OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、  
税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質な  
プロフェッショナルサービスをご提供します。

### グループの強み



### グループ相関図



### サービス一覧

OAGグループのサービスはお客様の成長に合わせて必要な時に、  
必要なピースを組み合わせてご利用いただけます。

#### 法人



#### 経営者



#### 個人



#### 業種特化型

- ・自治体
- ・不動産会社
- ・飲食店
- ・医療法人
- ・非営利法人
- ・コンビニエンスストア



元気な  
経営の  
ワンポイント!

太田孝昭が語る

# 元気になる言葉

春夏秋冬

## 春が来た

こんなにも春が待ち遠しかったことは近来ありません。

言わずと知れたマスクなしの春が4年振りにやって来たのです。思わず口から

「春が来た 春が来た どこに来た 山に来た 里に来た 野にも来た (1番)」  
「花が咲く 花が咲く どこに咲く 山に咲く 里に咲く 野にも咲く (2番)」  
「鳥が鳴く 鳥が鳴く どこで鳴く 山で鳴く 里で鳴く 野でも鳴く (3番)」

が出てきたんです。この歌は誰もが小学校の時に歌った歌なんです。改めて1番から3番まで歌ってみると、とてもエモーショナルで高らかに春を歌い上げています。

さて、今年中学校を卒業する3年生、今年高校を卒業する3年生は、マスクをしての中学・高校生活でした。一番やんちゃな時期にそれが禁止されたことは、その後の人生にどのような影響があるのかとても心配です。だからこそ春を楽しみ、コミュニケーションを楽しみ、今までできていない社会生活を、取り戻すことを積極的にやってほしいのです。

社会に元気があるかないかは大人の責任です。「コロナによって正常ではなかった世の中を普通に戻そう。」このことは世の大人達の義務だと思います。

コロナは社会のあり方を変えましたが、人間の生きる力までを、変えてはいけないのだと思います。

とにかく、元気にイキイキ生きることが一番大事です。それがあってこそ会社は元気になれるのです。

2023年4月から中小企業も適用

# 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

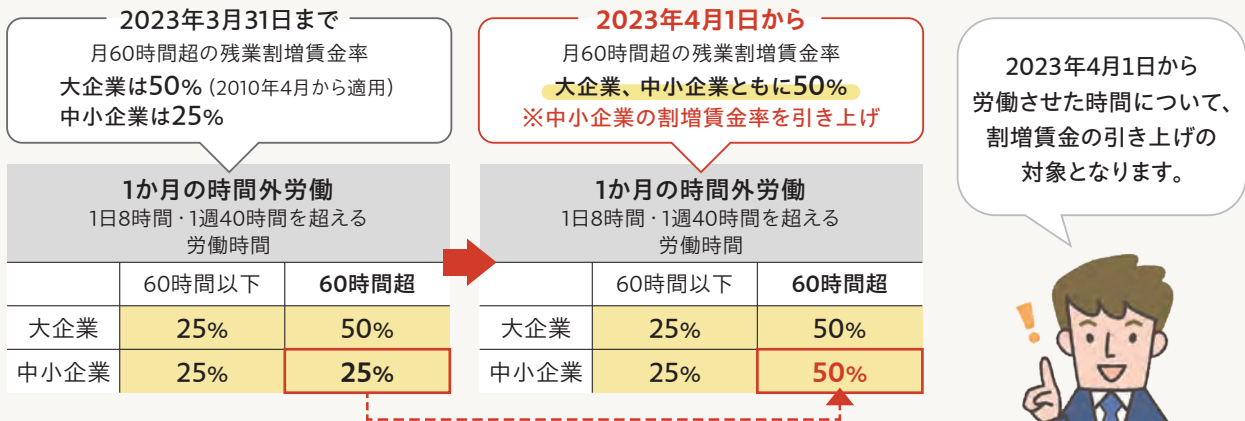


(株) OAGアウトソーシング  
OAG社会保険労務士法人  
三浦絵美

2010年4月の労働基準法改正で、大企業は月60時間を超える時間外労働に対し50%の割増賃金を支払うよう定められました。中小企業については、経営が厳しくなることを考慮して適用が猶予され25%のまま据え置かれていましたが、働き方改革関連法により、2023年4月からは中小企業も50%の割増賃金を支払うことになります。割増賃金率引き上げまでに必要な準備がありますので確認しておきましょう。

## 改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。



(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

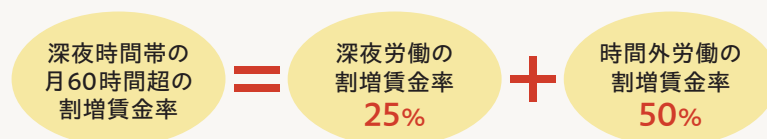
業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

## 深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者となる企業側等は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

### ■ 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。



### ■ 休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

## 具体例

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

- 【算出例】 ▶1か月の起算日は毎月1日  
 ▶法定休日は日曜日  
 ▶カレンダー中の青字は、時間外労働時間数
- ▶時間外労働の割増賃金率  
 60時間以下・・・25%  
 60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑ 法定休日労働  
 ↑ 月60時間を超える時間外労働

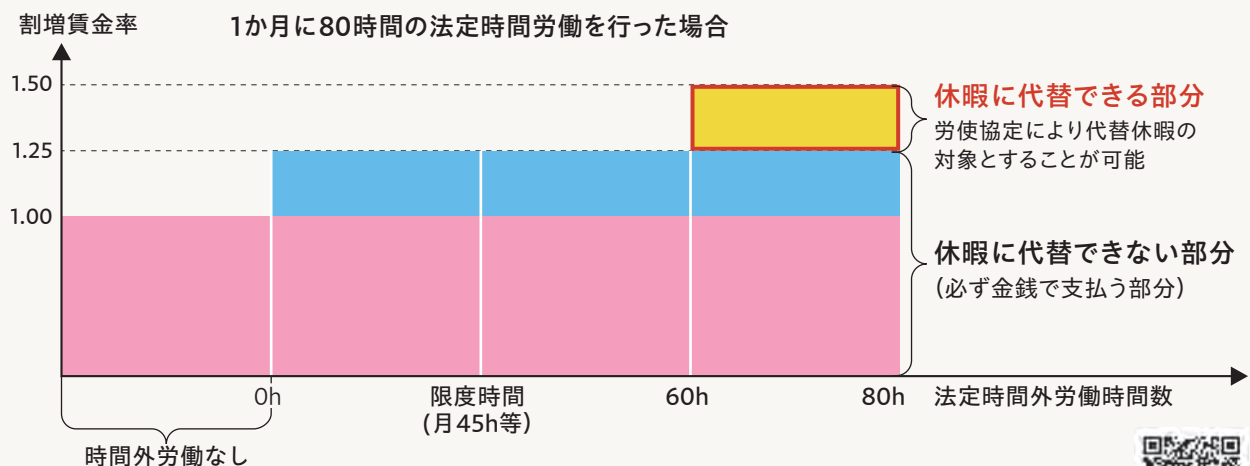
### 割増賃金率

- 時間外労働 (60時間以下) …………… カレンダー白色部分 = 25%
- 時間外労働 (60時間超) …………… カレンダー緑色部分 = 50%
- 法定休日労働 …………… カレンダー赤色部分 = 35%



## 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った従業員の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給休暇(代替休暇)を付与することができます。



代替休暇制度の詳細は、右のQRコードから厚生労働省のパフレットをご確認ください。



## 就業規則の変更

新たな割増賃金率を就業規則へ反映します。現在、1ヶ月の時間外労働が60時間を超える従業員がいなくても、今後発生する予定がないとしても、記載だけはしておく必要があります。

具体的な記載例は、厚生労働省の「モデル就業規則」も参考にできます。

### (割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

①時間外労働60時間以下…………… 25%

②時間外労働60時間超…………… 50%

(以下、略)

[詳しくはこちら](#)



右のQRコードから厚生労働省の「モデル就業規則」をご確認いただけます。

## 労働時間の把握

自社従業員の労働時間、残業時間がきちんと記録されているかを確認したうえで、その量を把握しておきましょう。

時間外労働が月60時間を超える従業員はいるのか、会社全体でどの程度の時間外労働があるのか、などを確認し、対策を検討・実施しやすい体制を整えておきます。厚生労働省は労働時間の適切な把握方法のガイドラインを以下のように定めています。

### (1) 原則的な方法

①使用者が、自ら現認することにより確認すること

②タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

### (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

①自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと

②自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること

③使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

[詳しくはこちら](#)



右のQRコードから厚生労働省の「ガイドライン」をご確認いただけます。

## 給与計算方法の変更

給与計算にツールやソフトウェアを使用している場合は設定を変更、手作業で計算している場合も新たな割増賃金率で間違いなく計算できるよう準備しておきましょう。

時間外労働が月60時間を超えるような従業員が出てきた際に、事前に把握できるような仕組みを作っておくのも良いかもしれません。

## 代替休暇制度の検討と運用の準備

あらかじめ労使協定を結んでおくことが必要になりますが、時間外労働が月60時間を超えた従業員に対して、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに「代替休暇」を与えることもできるようになります。

但し、代替休暇を与えた場合でも今回の改正による引き上げ分に該当しない従来の時間外労働に対する割増賃金(25%以上)の支払いは必要となります。

### ■ 代替休暇の計算方法

代替休暇制度を利用する場合は、前もって労使協定で以下のような算定方法を定めておく必要があります。

**代替休暇の時間数 = (1ヶ月の時間外労働時間数 - 60) × 換算率**

換算率 = 代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率 - 代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率

例えば 当月の残業時間が80時間

- ・1ヶ月45時間までの時間外労働の割増賃金率を25%
- ・1ヶ月45時間を超える時間外労働の割増賃金率を30%
- ・1ヶ月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%
- ・代替休暇を取得した場合に(時間外労働60時間を超えた時間へ)支払うこととされている割増賃金率を25% (0.25)
- ・代替休暇を取得しなかった場合に(時間外労働60時間を超えた時間へ)支払うこととされている割増賃金率を50% (0.5)としている場合換算率は0.25、代替休暇の時間数は5時間となります。

$$0.5 - 0.25 = 0.25$$
$$(80時間 - 60時間) \times 0.25 = 5時間$$

代替休暇は従業員の休息機会の確保が目的であるため、時間外労働が60時間を超えた月の末日の翌日から2ヶ月以内に、単位は1日か半日で取得するように定める必要があります。

例えば上記の例で、1カ月の時間外労働が60時間を超えた場合、代替休暇は3月末までに取得してもらうことになります。また、取得単位が「1日」と定めているのに対し、代替休暇の時間数が1日分に満たない(上記の例では5時間)場合は、代替休暇の取得ではなく50%の割増賃金を支払います。

【労使協定の記載例】

詳しくはこちら

右のQRコードから厚生労働省の「改正労働基準法のポイント」をご確認いただけます。



## 業務効率化の検討

業務マニュアルを作成して業務の標準化を進めたり、業務支援ツールなどを導入したりすることで、時間外労働だけでなく業務一つひとつの作業時間を削減し、社内の業務全体を効率化することができます。ただし初期投資が必要なこと、マニュアル作成やツールに慣れるための時間がかかることは想定しなければなりませんので、できるだけ早めに取り組みを始めましょう。

**人事・労務のことならOAGアウトソーシングにお任せください!**

OAGでは社労士法人もグループ内の一角としてあり、社労士と密に連携した対応や社労士による勉強会を通して専門的な対応を行ってまいります。

人事・労務関連でお困りのことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】株式会社OAGアウトソーシング Tel. **03-6265-6530**



# OAG司法書士法人

司法書士法人は資格者4名、スタッフ3名（2023年3月1日現在）の計7人体制で、東京オフィス7階にて執務しています。2020年11月、代表である太田垣の個人事務所を法人化し、市ヶ谷のホームマットホライゾンに事務所を移転。ここでOAGグループに参画いたしました。

事業内容は、不動産登記や相続関係、会社の登記まで幅広く対応しています。登記はオンライン申請のため、商業登記や相続登記等は、全国対応が可能です。

一般的な司法書士事務所は比較的、不動産か商業かのどちらかに偏る傾向があるのですが、もともと太田垣の勤務時代の事務所が両方を手掛けていたため、今も万遍なく業務しているという珍しい事務所でもあると思います。

さらに司法書士事務所として特筆すべき特徴としては、賃貸トラブルの一般訴訟を延べ3,000件近く対応してきたことでしょう。

簡易裁判所訴訟代理権を駆使し、家賃保証会社、サブリース会社、家主からと多方面から受任しています。年間の受託件数からしても、全国の司法書士事務所の中ではおそらくトップではないかと自認しています。

特に家主は、資産管理会社を設立したり、相続対策をしたり、物件の購入や借入もします。



これらをすべてOAG司法書士法人で対応できるため、家主や管理会社からも、絶大な信頼を得ています。今後はここに税務面も加えられるため、グループ全体の利点が活かせると思っています。

また司法書士として珍しい点は、太田垣が家主向け、管理会社向けの賃貸トラブルや相続関係のセミナー講師を務めていることです。日本賃貸管理協会や全国賃貸管理ビジネス協会をはじめ、宅建協会等からも年間相当数のご依頼を受けています。また家主向けの大きなイベントでも、毎年看板講師として名を馳せています。

加えて4冊の商業出版もあり、その全てが重版を重ね、それぞれ1万部を超えていることは、業界屈指かもしれません。単に業務の範疇だけでなく、社会問題にも触れ、毎月現代ビジネス等の一般媒

体への執筆活動もしていることから、OAGグループの名を世に知っていただける小さな貢献を果たしているかもしれません。

OAG司法書士法人がいちばん心がけていることは、コミュニケーション能力を高めることです。お客様には可能な限り専門用語を使わず、ご理解いただけるように心がけています。また私どもの業務は、がんばればご本人でもできることかもしれません。

そのようなご依頼いただいているので、「依頼して良かった」「安心できた」と感じていただくことが報酬だと思っています。確実にお仕事をすること、お客様にご満足いただくこと、この2点を常に意識して業務に取り組む所存でございます。

まだまだOAGグループの中では、歴史の浅い司法書士法人です。グループの皆さんにも認知してもらえよう、お気軽にお声をかけていただければと思っています。

7階のオープンスペースに、ぜひお立ち寄りください。満面の笑みでお迎えます（笑）。

## OAG司法書士法人

### 【Address】

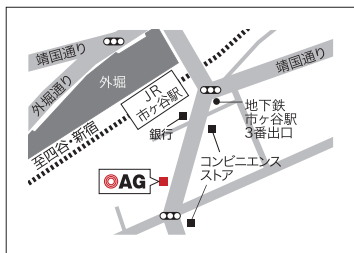
〒102-0076  
東京都千代田区五番町6番地2  
ホームマットホライゾン7階

### 【Access】

東京メトロ南北線/有楽町線・都営新宿線「市ヶ谷駅」3番出口、JR総武線「市ヶ谷駅」より徒歩3分

### 【Contact】

TEL:03-5215-7656



OAG司法書士法人  
代表司法書士  
太田垣 章子





# チーム 相続<sup>®</sup>

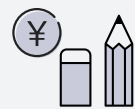
☑ 相続税、贈与税 に特化した税理士

☑ 常に複数の目でチェックする チームワーク体制

☑ グループならではのあらゆる課題を解決する 専門家集団

## 01

### ▶ 税制改正大綱 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の追加措置および延長



Q

令和5年の税制改正で直系尊属からの教育資金の一括贈与について改正があると聞きましたが、どのような内容でしょうか?

A

下記の追加措置を講じた上で、適用期限が令和5年4月1日から令和8年3月31日まで延長されました。

⇒贈与者の相続税の課税価格が5億円超の場合、贈与資金のうち教育資金として費消していない残額がある場合、

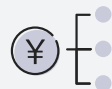
残額が相続税の課税対象となります。  
⇒受贈者が30歳に達した場合等によって教育資金管理契約が終了した場合、贈与資金のうち教育資金として費消していない残額がある場合、受贈者の年齢にかかわらず一般税率で贈与税が課税されます。

<令和5年4月1日以降の相続税・贈与税の課税関係>

	税目	適用要件		課税関係	
贈与者死亡時に残額がある場合	相続税	相続人(受贈者)	相続税の課税価格の合計額	課税	
			5億超		23歳未満 学校等に在学中(※) 教育訓練を受講中(※)
					23歳以上(※を除く)
			5億以下		23歳未満 学校等に在学中(※) 教育訓練を受講中(※)
23歳以上(※を除く)					
教育資金管理契約終了時に残額がある場合	贈与税	受贈者	死亡による場合	一般税率で課税	
			30歳以上の場合		
			18歳以上30歳未満の場合		
			18歳未満		

## 02

### ▶ 配当金に対する相続税・所得税の課税



Q

父が今年の5月に亡くなり、その後6月20日に、父が保有していた上場株式の配当金(基準日3月末、株主総会日6月20日)の振込がありました。この配当金は相続税の対象でしょうか?また、所得税はどうなりますか?

A

相続開始日後に受け取った配当についても、基準日後から配当の効力発生日(株主総会日)までの間に相続が発生した場合は、配当期待権として相続税の課税対象となります。所得税については、効力発生前に相続開始しているため、株式を引き継いだ相続人の配当所得となります。

#### 1 相続税

相続開始日の時点によって以下のものが相続財産となります。

- (1) 配当の基準日以前  
…株式の相続税評価額のみ
- (2) 基準日後から効力発生日までの間  
…株式の相続税評価額+配当期待権(\*)

(3) 効力発生日後から配当受領日までの間  
…株式の相続税評価額+未収配当金

\* 配当期待権=予想配当金額-源泉徴収額相当額

#### 2 所得税

相続開始日の時点によって、所得税の配当所得が誰のものか決まります。

- (1) 効力発生前に相続が発生  
…株式を引き継いだ相続人の配当所得
- (2) 効力発生日後に相続が発生  
…被相続人の配当所得

※ 上場株式等の配当所得は源泉徴収されているため、原則として所得税の申告不要を選択できます。

	基準日(決算日)	効力発生日(株主総会日)	配当受領日
相続税	株式のみ	株式+配当期待権	株式+未収配当金
所得税	相続人の配当所得(相続人の確定申告)		被相続人の配当所得(準確定申告)

ご相談につきましては  
OAG税理士法人までお問い合わせください。

チーム相続



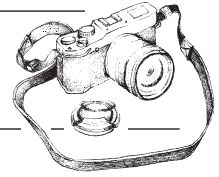


Photo by Yasuyoshi Wada



▲ 寅さん記念館 & 山田洋次ミュージアム

▲ 矢切の渡し

▲ 矢切のネギ畑

▲ 矢切の渡し船着場

▲ 矢切の渡しからスカイツリーを望む

▲ 矢切の渡し、乗船中

▲ 野菊の墓 文学碑

▲ 野菊の如き君を夢見た老人達

柴又帝釈天を後にして、次に向ったのは寅さん記念館と山田洋次ミュージアムです。寅さん映画と山田洋次映画監督ファンなら必見の場所です。『男はつらいよ』の第1作から第50作までのマドンナが写ったポスターを見ることが出来、また映画で実際に使っていた団子屋のセットが松竹撮影所から移設されて再現されています。その他、寅さんが旅の道中いつも携えていたトランクなどが展示されていて、まさに映画『男はつらいよ』の世界に浸ることが出来ました。山田ミュージアムを見ていくと僕が山田監督の映画が好きだったことがよく分かりました。「下町の太陽」から始まり「霧の旗」「吹けば飛ぶよな男だが」「家族」「故郷」「幸せの黄色いハンカチ」「遙かなる山の呼び声」「たそがれ清兵衛」「東京家族」「小さいうち」「家族はつらいよ」「キネマの神様」など、ほぼ90%の映画を観てきたことを確認できました。ひと通り見学した後、併設されている寅さんカフェ (TORAsan café) で、昔ながらのナポリタンを食べながら「美味い！」のあと「倍賞千恵子は可愛かったな〜！」と老人2人は青春時代を偲びました。食べ終わってからミュージアムの上にある公園に出ると、『男はつらいよ』で、寅さんが寝そべっているシーンによく出てくる江戸川河川敷の土手一帯を一望することが出来ました。

しばらく歩いて行くと細川たかしがカバーして有名になった曲「矢切の渡し」の舟着場に着きました。江戸時代初期、幕府が地元農民のために設けた渡し舟で、江戸川を矢切と柴又で結ぶ大事な足として使われていたようです。手漕ぎ舟と聞いていましたが、茶髪の若い船頭さんは、乗客が我々2人だけだったので、つまらなそうに舵を取るだけでモーターが舟を動かしていました。所要時間は5分程度で千

葉県松戸側の船着場に着き、少し歩いて土手に登ると東京スカイツリーを見ることが出来ました。ここから伊藤左千夫の小説「野菊の墓」の舞台まで歩いて行く途中には広大なネギ畑が広がっていました。ネット検索すると千葉県はネギの収穫量は日本一で、ここのネギは矢切ネギと言われ明治初期から栽培されるようになり、白い部分が長く太い根深ねぎで、甘みがあり、焼いてよし、鍋にしてよしと言われる高級品で全国に出荷されているそうです。矢切地区は、周辺に比べると低い土地で、雨水などが集まりやすく、土に含まれる水分が多いのが特徴です。そのため、気温が下がる冬になると、土の水分が凍って硬くなります。硬くなった土の圧力でねぎがストレスを感じ、身を守ろうとして甘みを溜め込むため、甘みがとても強くなるそうです。こんなことを知ることが出来るのも旅の良さかもしれません。

そうこうしていると市川国府台の麓に着き、登った小高い丘の上に伊藤左千夫の小説「野菊の墓」にある一節を描いた「野菊の墓文学碑」が立っています。僕も竹馬の友も昔、小説を読んだ記憶はあるけれど内容は忘却の彼方でした。あらずじが淡い初恋と悲恋の物語だったので、2人とも思い出したくないことだったのかもしれない。そんなことを振り返りながら楽しく歩いてきた下町歴史探訪第4弾の柴又旅情でした。

■ 要した時間：5時間 (柴又駅発10:30 ~ 矢切駅着15:30)

■ 歩数：14,000歩

■ 距離：10<sup>キロ</sup>

### 安の今月の一句

「恋焦がれ 野菊の如く 若き君」



▲ 執筆：和田 安義

# OAG税理士法人は 今年の5月で創業35年目を迎えます

# 35th anniversary

» OB・OGの皆さまよりいただいたメッセージを掲載させていただきます

## 人生の転換点

私の人生の転換点は、OAGとの出会いでした。  
会計事務所というと保守的で固いイメージですが、OAGはそうではありませんでした。

創業35年目と伺い、数多くのチャレンジ（積極性）の集大成の結果であり、また通過点なのだろうと思った次第です。

チャレンジは組織だけでなく、そこに携わった個人の成長にも繋がり、私に至っては人生の転換点と言えるほどにインパクトのある学びになりました。

私がOAGにて経験させていただいた仕事の中で、最も大きなチャレンジは中国進出だったのですが、その時の事を少しお話させていただきたいと思います。

海外進出は企業が行う意思決定の中で、大失敗という結果もあり得る難しいものです。

立ち上げに関しては、会社設立・事務所選定などを海外進出コンサル会社に依頼するととんでもないコストが掛かりますし、かといって自力でやろうとするとうまくいかず会社設立だけで半年、1年と時間がかかる事も起こり得ます（上場企業でも許認可が取れず、莫大な労力やコストをかけたのに何もできないまま撤退せざるを得なかった事例や、逆に撤退することすらできないなんてことも）。

当時の中国では、（言い過ぎかもしれませんが）役所の対応が皆平等ではなかったですし、いつかは順番がまわってくると思ったら大間違いで、待っていたら一生順番がまわってこないというような環境だったと記憶しています。ころころと変わる法律や役人の言動などに対応する事は日本人にとって常識外であり、不得意とするところでした。

また、契約など意味を持たないものであり、約束通りに行われるという事はあまりありませんでした。パートナーであろうが取引先であろうが役人であろうが、その中国人と信頼関係を築けるかどうか、または相手を従わせる何かがあるかどうか、でなければ約束など守られないといった印象です。

このように難しい中国進出に対してOAGの方針・スタン

スは「あれこれ考えていても、想定外の事は起きるもの」「まず行動してみる」でした。

中国語もできない、中国に行ったこともない私に現地責任者を任せてもらえるという点だけでも、ちょっと普通の会社では考えられないという印象を受けましたが、中国に精通している現地責任者であっても、うまくいかない事もありますし、逆に精通している人間だからこそ会社がうまく騙されてしまうことなどを多数見てきましたので、今になって思うのは、事前に想定した保守的な選択よりも行動力や情熱の方が重要だったのだという事です。用意周到な準備も大事だとは思いますが、トライアンドエラーを繰り返す情熱こそ、大事にしたい部分です。

OAGに感謝しきれない思いとして、OAGの情熱がどんなときも私の事を全力でサポートしてくださったことが挙げられます。たとえ多くの失敗があっても、理解を示して一緒に悩んでいただきました。1人で戦っているという追い詰められた感覚はなく、仕事はきつかったですが、こんなに楽しかった期間はありませんでした。

世の全ての会社がOAGのようにチャレンジさせてくれるわけではないので、OAGで仕事が出来た事は、私の人生で幸運だったと言えます。

個人的にはこれからも、チャレンジのOAGであってもらいたいです。

そんな多くのチャレンジをしてこられた先輩方が築かれた土壌のおかげで、私も人生の転換点となり得る経験や学びの機会に出会えたことに感謝申し上げます。そして、現在チャレンジされているスタッフの皆様にエールを送りたいと思います。

土栄税務会計事務所  
税理士

土栄 寛  
Doei Hiroshi



2011年当時の写真

トピックス

**【関西エリア】  
北大阪急行線の車両内で  
OAG税理士法人をPR！**

「Osaka Metro 御堂筋線・北大阪急行線」にステッカー広告を掲出しました。  
実績から伝わるOAGの専門性・信頼性にグループ代表である太田のイラストをプラスして  
親しみやすさを訴求しています。  
OAGを知っていただくきっかけになればと思います。



**安心と実績の 相続税のお悩みは OAG 税理士法人へ**

- 相続税 申告実績 グループ累計 8,500件以上
- 相続専門 税理士が 対応
- 女性税理士 の対応も 可能

無料相談 受付中!  
**06-6310-3102**  
Osaka Metro 御堂筋線・北大阪急行線  
「江坂駅」から 徒歩 1分  
大阪府吹田市江坂町1-13-33進和江坂ビル7階

書籍・雑誌

月刊金融ジャーナル2023.4 4月号  
**実家と相続**

- 発売日 2023.4.1
- 寄稿者 OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田周年 (税理士)
- 発行 株式会社 日本金融通信社

詳細は  
コチラ

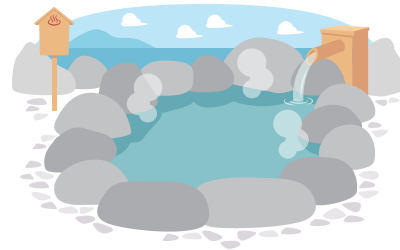


税金コラム

ご存じでしたか?  
**温泉好きの日本ならではの税金「入湯税」**

4月26日は、「4 (よい)」「26 (ふろ)」の語呂合わせから「日本入浴協会」が定めた「よい風呂の日」です。日本最古の書物である「古事記」にも温泉の記載があるほど、昔から日本人は無類のお風呂好き。戦国時代には、病を治す湯治場として入浴の習慣が広まり、江戸時代には温泉がブームになりました。藩ごとに温泉が開発、管理され、湯治客が代金を藩に上納するような形が生まれたと言われています。その制度が現在も続いていて、温泉に入る際に税金を支払っていることをご存じでしたか。

明治維新後、1878(明治11)年に作られたのが、世界から見れば珍しい日本独自の「入湯税」という税金です。当初は道府県が徴収していましたが、1950(昭和25)年からは、市町村が徴収する税となりました。入湯税は、温泉などの鉱泉浴場の入浴者にかかる税金です。温泉施設のある旅館やホテル、スーパー銭湯などを利用する際に請求されています。細かくチェックしないと見過ごされがちですが、1人1日につき150円程度の税金が入浴料や施設入場料に含まれていて、施設が市町村に納める仕組みとなっています。



徴収された入湯税は、主に温泉施設の整備や地域の観光振興などの資金源になっています。

では、入湯税収入の多い市町村はどこなのか。コロナ禍の2020(令和2)年度の決算状況を調べてみると、5位は鬼怒川や川治などの温泉地のある栃木県日光市。4位は静岡県伊東市で、3位は大分県別府市、2位は静岡県熱海市。そして、1位は神奈川県箱根町でした。ちなみに、箱根町のこの年の収入は約3億8千万円でしたが、コロナ禍以前は7億円前後の収入があったようです。

ゴールデンウィークも間近。当初3月末までとっていた「全国旅行支援」ですが、多くの地域で4月以降延長との発表がありました。この機会にぜひ温泉旅行で「よい風呂の日」をお楽しみください。



- 住 所 東京都千代田区五番町6-2  
ホームポートホライゾン
- 発行人 グループ代表 太田 孝昭
- 制 作 グループ経営管理本部  
マーケティング・コミュニケーション室



メルマガ



YouTube



OAGグループ  
Twitter



アセットキャンパスOAG  
Twitter



OAGグループ

【お願い】 ご注文などをご変更された場合はお手数ですが、弊社担当者までご連絡ください。情報更新の上、発送させていただきます。